

山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、山梨県立科学館の来館者の便と利用促進を図るため、甲府駅北口と山梨県立科学館との間におけるシャトルバスとしてのバス運行路線(以下「県立科学館線」という。)の運行に要する経費を予算の範囲内で補助するものとしその交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、県立科学館線を運行するバス事業者とする。

(補助対象)

第3条 補助対象は、県立科学館線のバス運行に要する経費とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別に定める補助対象期間における県立科学館線の運行費用と、同期間の県立科学館線の運送収入との差額とする。

なお、県立科学館線の運行費用は、補助事業者と別途協議するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

(1) 運行実績報告書(第2号様式)

(2) その他関係書類

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 教育長は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第3号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の経理等)

第 8 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿および補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度終了後 5 年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第 9 条 教育長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

付 則

この要綱は、平成 1 0 年 7 月 2 1 日から施行する。

第 1 号様式

第 一 号
平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

補助事業者
代 表 者 印

平成 年度山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、山梨県補助金等交付規則及び山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 円

第2号様式

運行実績報告書

1 運行経路

甲府駅北口から愛宕山トンネル経由山梨県立科学館までの間（往復）

2 運行日数 日（ + + ）

（内訳）

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間における

第2・第4土曜日及び日曜日 日

祝日 日

平成 年 月 日から平成 年 月 日の 日

3 補助金計算

（1）補助対象運行費用

円 × 日 = 円 ア

（2）運送収入 円 イ

日計表及び計算書を添付すること。

（3）補助金交付申請額

補助金申請額 = (ア - イ) = 円

第3号様式

第 一 号
平成 年 月 日

補助事業者
代 表 者 殿

山梨県教育委員会教育長 印

平成 年度山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金の
交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金については、同補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

補助金の確定額 円

